

各種貸付事業のご案内



資格取得を目指す方への貸付事業

次の貸付制度は、質の高い介護福祉士、社会福祉士又は保育士の養成確保を目的として、指定養成施設の学生に対して修学資金を貸付けるものです。

養成施設を卒業した日から1年以内に資格の登録をし、貸付要領の別表に定める区域及び職種の業務に所定の期間従事した場合は、返還免除になります。

貸付けをご希望の方は、入学又は受講される養成施設に申請してください。

○ 介護福祉士・社会福祉士修学資金（無利子）

貸付額	月額（学費相当分）	50,000 円以内		
	入学準備金	200,000 円以内	就職準備金	200,000 円以内
	国家試験受験対策費（介護福祉士のみ）	年額 40,000 円（2 年間）		

※生活費加算…生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況にある方は、月額に加算してお貸しします。

（加算額は、貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。）

貸付期間	養成施設等に在学する期間
------	--------------



○ 介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業（無利子）

貸付額	200,000 円以内（実務者研修受講料、国家試験受験手数料、参考図書等）
-----	---------------------------------------

○ 保育士修学資金（無利子）

貸付額	月額（学費相当分）	50,000 円以内		
	入学準備金	200,000 円以内	就職準備金	200,000 円以内

※生活費加算…生活保護世帯又はそれに準ずる経済状況にある方は、月額に加算してお貸しします。

（加算額は、貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。）

貸付期間	養成施設等に在学する期間
------	--------------



介護福祉士や保育士資格をお持ちの方への貸付事業

○ 離職介護人材再就職準備金（無利子）

この制度は、介護職として一定の知識及び経験を有し、介護職員等として再就職する者に対して再就職準備金を貸付し、再就職を容易にすることにより、介護人材の確保及び定着を支援することを目的とします。

貸付後に介護職員として県内で2年間従事した場合は、全額返還免除となります。

貸付額	400,000 円以内
-----	-------------

（通勤用の自転車又はバイクの購入費用、再就職に伴う転居費用又は被服費等）

申請方法	高知県社会福祉協議会に申請してください。
------	----------------------

○ 保育士資格を有する方への貸付事業（無利子）

この制度は、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的としています。

貸付後に県内で児童の保護等に2年間従事した場合は、全額返還免除となります。

貸付けをご希望の方は、高知県社会福祉協議会に申請してください。

（１）未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

貸付額	未就学児の保育料の半額とし、27,000 円以内
-----	--------------------------

貸付期間	1 年間を限度
------	---------

（２）就職準備金

貸付額	200,000 円以内
-----	-------------

（通勤用の自転車又はバイクの購入費用、再就職に伴う転居費用又は被服費等）

（３）未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付額	利用料金の半額とし、年額 123,000 円以内
-----	--------------------------

貸付期間	2 年間を限度
------	---------





ひとり親家庭で資格取得を目指す方への貸付事業

○ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

この制度は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して職業訓練資金を貸付けし、ひとり親家庭の親の自立促進を図ることを目的としています。

養成機関を修了し、資格取得から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に引き続き5年間従事した場合は、返還免除になります。

貸付けをご希望の方は、高知県社会福祉協議会に申請してください。

貸付額 入学準備金 500,000 円以内

就職準備金 200,000 円以内

利 子 連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は返還猶予期間経過後はその利率を年 1.0%とします。



児童養護施設等を退所し、自立を目指す方への貸付事業

○ 児童養護施設退所者等に対する自立支援金（無利子）

この制度は、児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付け、もってこれらの者の円滑な自立を支援することを目的として実施します。

貸付金の種類	貸付額	貸付期間		返還免除	
生活支援費	月額 50,000 円	大学等に在学する期間		大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ、5 年間引き続き就業を継続したとき	
家賃支援費	1 月あたりの家賃相当額とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額の単身世帯の額を限度額とする。	進学者	大学等に在学する期間	大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ、5 年間引き続き就業を継続したとき	
		就職者	退所又は委託解除後から 2 年を限度として就労している期間	就職した日から 5 年間引き続き就業を継続したとき	
資格取得支援費	資格取得に要する費用の実費とし、250,000 円を上限とする。			進学者	大学等を卒業した日から 1 年以内に就職し、かつ、2 年間引き続き就業を継続したとき
				就職者	就職した日から 2 年間引き続き就業を継続したとき

注意事項

○貸付対象者の要件については、貸付事業により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

○貸付けには審査がありますので、貸付けができない場合があります。

○退学や就労の確認ができないなど、貸付けの目的を達成する見込みがない場合は貸付金の返還が発生します。

問 い 合 わ せ 先

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 福祉資金課

〒780-8567 高知県高知市朝倉戊 375-1 県立ふくし交流プラザ内

TEL088-844-4600（平日 8:30~17:15）